【論文】

潜水器漁業の導入と朝鮮海出漁 一 伊島漁民の植民地漁業経営と技術伝播をめぐって —

磯本 宏紀1

Introduction of helmet diving apparatus and Korean coast fishery / a case of the colonial fishery management and the skill diffusion by fishermen from Ishima Island, Tokushima Prefecture

Hironori Isomoto¹

Abstract: From the Meiji era, the fishermen of Ishima had gone to Korean coast area and had managed fishery. Their dive method was to use helmet diving apparatus. They, who had repeated migrant and immigrant to Korean coast area and Setonaikai coast, established the method of fishery management and the skill on dive fishery with helmet diving apparatus. But it was not in Ishima Island coast but in colonial Korean coast area. In this paper, I discuss Ishima fishermen had established the method of dive fishery and fishery management, by introduction of helmet diving apparatus, and had made a diffusion of the dive fishery skill.

キーワード:潜水器漁業, 伊島, 朝鮮海出漁, 技術伝播, 漁業経営

はじめに

徳島県阿南市の伊島は、明治期以降、器械潜水の技術を漁業に導入することによって各地へ潜水士を輩出した地である。現在も伊島出身の潜水士が、潜水技術者として港湾工事、架橋工事、空港建設工事、サルベージ業などに従事している。潜水器の技術と生業選択の傾向が、現在まで継承されている。

一島一集落である伊島の氏神, 当所神社の境内には, 潜水業者によりいくつかの石碑が立てられている (写真 1 参照). その中に,「戦捷紀念 石段 韓海出漁 潜水業者 明治卅八年八月竣工」という石碑がある. この土地の近代の生業を象徴するようにも思える石碑である. 複数の「潜水業者」により日露戦争の「戦捷記念」として立てられたものであるが, このときすでに「朝鮮海出漁」¹⁾ によって大きな利益を上げていたことがうかがえる.「栗田徳蔵翁頌徳碑」の石碑もある. 1943 (昭和 18) 年8月に「朝鮮第二区潜水器漁業水産組合長 谷禹三郎」によって立てられたものである. この栗田徳蔵という人物は, 明治期の伊島において, 潜水器漁業の開発に大きな役割を果たした人物であり, 伊島に立てられた石碑により顕彰されている. こうした石碑から, 潜水器漁業が近代の伊島漁業において大きな位置を占めていることがわかる. 素潜り潜水漁の技術をもちながらの潜水器導入が, 伊島の生業

²⁰⁰⁸年2月6日受付,2月15日受理.

¹ 徳島県立博物館, 〒 770-8070 徳島市八万町文化の森総合公園 . Tokushima Prefectural Museum, Bunka-no-Mori Park, Tokushima 770-8070, Japan.

形態に大きな影響を与えたばかりか、後に潜水器漁民としての朝鮮海出漁へと至るきっかけとなった $^{2)}$.

ところで、これまでに潜水器漁業の開発と展開、漁場の獲得と調整をめぐる動向については、水産学の立場から明らかにされてきた $^{3)}$. また、朝鮮海出漁や植民地化政策については、日本帝国主義の動向の中、朝鮮近海漁場に侵出した日本漁民とその影響を受け生計が脅かされた朝鮮漁民の双方向的視点から、日本漁民による朝鮮海出漁の全体構造を明らかにする試みがなされている $^{4)}$.

しかし、これらの研究において、出漁した側が、出漁先で展開した生業によって与えた影響、とりわけ技術伝播やその過程、あるいは構造について十分に明らかにされてはこなかった。これまで、主に出漁地となった地点(空間)や、出漁期となった時代(時間)に焦点を当ててきたためである。

これを踏まえると、本稿ではさらに異なる視点から潜水器漁民の朝鮮海出漁について検討することができる。すなわち、一漁村から出漁した漁民集団に注目し、彼らが獲得し、駆使した潜水技術とその変遷について検討する。潜水器を導入することによって、その技術が出漁地や根拠地における生業形態にどのように変化をもたらし、どのような変遷をたどったかという視点である。当時の日本の零細漁民の困窮と、遠洋漁業の奨励を含む朝鮮植民地化政策の中で、その一端を担う形での出漁が、漁場を外へ求める方向性を決定づけた。しかし、日本漁民の侵出や市場・植民地支配等がクローズアップされる中、一方で朝鮮半島への侵出にともなった人の移動による技術伝播、文化伝播についても把握しておく必要がある。したがって、当事者や当時の為政者が意図せずして、あるいは望まずして起こっていた技術伝播について着目したい。そこで、これについてより詳細な把握が可能な徳島県伊島を事例として、出漁と技術伝播について検討し、その経緯について明らかにすることを本稿の目的とする。

なお、検討にあたっては、潜水器導入器から朝鮮海出漁期の1880年代から1945年までの同時代の事業報告や各会会報など、本稿と異なる立場から編集された二次資料等も含めて活用することとする。また、記述にあたっては時間軸により整理し、「1 伊島における潜水器漁業の導入」「2 朝鮮海出漁から移住へ」「3 朝鮮海沿海への移住と朝鮮潜水組合」「4 朝



写真1 伊島当所神社の顕彰碑

鮮人潜水士の潜水器技術の獲得と技術伝播」「5 伊島における潜水器漁業の生業としての位置づけ」と5章立てとし、1880年代から1940年代にかけての伊島漁民の動向を扱うものとする。

1 伊島における潜水器漁業の導入

(1) 潜水器の移入と技術開発の概要

初期の潜水器については、「泳気鐘潜水」と「ゴム衣潜水」という 2 種類が記される (石井、1997:247).

本邦の器械潜水は、崎における泳気鐘潜水、横浜におけるゴム衣潜水を嚆矢とすべし. ただし泳気鐘は、その後使用せることを長聞かず、ゴム衣潜水のみ広く行われたり.

ついで、最初に潜水器が使用された記録は安政年間であるとされ、以下のように記述される (石井、1997:247).

安政四丁巳年,幕府長崎の飽ノ浦に船渠を築造す.いまの三菱造船所の濫觴なり.この 築造工事のとき,泳気鐘を実用たるは空前絶後ならん.

長崎の飽ノ浦での船渠築造工事の際に潜水器を使用したものであり、これは寛政期にオランダから輸入したものだとされる(石井、1997:247)。しかし、後に広く使用されることはなく、もう一方の「ゴム衣潜水」とされる潜水装備が、後に普及した。ゴム製の潜水服を全身に着込み、頭部には金属製のヘルメットを被って体全体を水から保護する。ヘルメットにはエアホースを装着して船上より空気を送り込み、潜水士はヘルメットについている円形ガラス窓から視界を確保して作業を行うというものである。現在もその形態が大きく変更されることなく使用されている。

この「ゴム衣潜水服」普及と採鮑漁業への転用,またその漁場利用については石井(1997)のほか,大場(1993)においても詳細な記述がある.これによると,千葉県安房郡根本村の森精吉郎宅に職用でやってきた千葉県安房郡八幡村(現館山市八幡)の鍛冶屋菊治郎が,男あまを見て横浜で水中作業に潜水器が使われているということを伝聞として伝えた.この情報を受けて,森精吉郎と横浜の潜水士増田万吉らが会い,アワビ漁への潜水器の利用を検討し,1878(明治11)年に協業によって潜水器漁が実現することになった.この1877(明治10)年前後に各地で潜水器を用いてのアワビ漁が開始されたとされる.

この大場(1993)の記述は、潜水器のアワビ漁への導入の1つの例であろう。この時期、同様に1877(明治10)年前後以降に潜水器が潜水漁へと転用される地区が増え、一方で従前から素潜り潜水漁を行ってきた漁民との漁場争いや、潜水器使用によるアワビ漁場での乱獲をめぐる争議が起こっている5)。

このころ、潜水器が使用された地域について表1に整理した。千葉県、三重県、神奈川県、 静岡県、長崎県などに集中していることが見て取れる。素潜り潜水漁によるアワビ漁が行わ れていた地域であり、いわゆるアマによって行われてきた素潜りと競合する漁法として導入

表 1 明治 10 年代の潜水器によるアワビ漁を行っていた地域

県名	地域名		
千葉県	三浦郡浦賀沖		
千葉県	根本村沖		
千葉県	川下村沖		
千葉県	東勝浦沖		
千葉県	川津村沖		
千葉県	小浜沖		
茨城県	多賀郡助川村沖		
茨城県	大津村沖		
福島県	平方村沖		
福島県	相馬村沖		
静岡県	相良村沖		
静岡県	御前崎沖		
静岡県	下田沖		
静岡県	港村沖		
静岡県	熱海沖		
三重県	鳥羽港亀島沖		
三重県	古賀村沖		
三重県	答志郡沖		
和歌山県	度会郡新井村沖		
和歌山県	度会郡永島沖		
長崎県	五島沖		
長崎県	対馬沖		
神奈川県	三浦郡浦賀沖		
神奈川県	真鶴		
島根県	隠岐近海		

※大場(1993),石井(1997)により作成

された.こうして漁業へと転用された潜水器の技術が,さまざまなかたちで受容されることになる.本稿で対象とした伊島においても,同様に潜水器の潜水漁への転用が図られることになるが,時期としてはこれらよりもう少し後のことであった.

(2) 伊島への器械潜水技術の伝播と漁業開発

伊島におけるいわゆる海士による素潜り潜水漁は、少なくとも潜水器導入以前から行われていた。他地域同様、潜水器を漁業へ導入しようとするベースには、素潜り潜水漁が継続して行われてきた背景があった。その上で、伊島で潜水器の技術が認知され、導入されたのは1880年代末のことである。以下のような記述がある(田所、1940:309)。

明治二十一年舊九月商船學校航海練習船三本柱の巨船が伊島瀬戸口に於て遭難其の沈沒品引揚げの為め兵庫より潜水夫鳴尾某來島あり其翌年伊豆住人潜水夫傳七兄弟來島潜水して鮑を採捕した村人奇異の思をなし危險視して顧るものなかりしが進取的なる粟田は獨り烱眼以て窃かに其作業を見學し期する處ありて徳島市古物町谷直吉を語らひ尚縣水産技手庵原文一の聲援に據り器械器具一切を購入し疉の上にて潜水服を着装し換氣作用手足の舉動等を實物に因りて研究指導せられ更に進んで磯邊に喞筒を据付け匍匐して水中に入り浮沈転覆の失態を繰り返しつ、漸次換気調節操縦の修練を自得した當時村人は死別する程に危惧せし裡にも粟田の示導に從ひ實務に就きたる杣友喜之助、神野兵二郎、杣友兼吉は實に勇敢と稱してよい之を以て初めて伊島泊浦の沿岸に就業したる

兵庫より潜水士「鳴尾某」が、遭難船の沈没品引き揚げの仕事で潜水具をもって伊島へ来島 した。その翌年、伊豆から潜水士が訪れ、アワビ漁を行ったことが記されている。その作業 と器具をみた伊島の粟田徳蔵が、谷直吉らの援助をえて徳島にて潜水用具を用意し、潜水漁 における使用方法を研究したのである。その結果、一定の潜水器漁業の技術を獲得したとみ ることができる。

同じく伊島での潜水器漁業導入にあたって記述を、天野(1937:29)でも確認できる.

明治二十二年伊豆の潜水器漁業船偶々伊島に寄泊した. 此時親しく潜水器を見學し, 谷直吉を説き, 縣水産技手庵原文一(後朝鮮総督府技師)の聲援を得て, 機械, 器具, を購入した. されど, 潜水作業は村人の驚異の的となり, 逡巡誰も之に應じて習ふといふ者がない. そこで, 粟田は自ら進んで具装して水中に入りて實地に之を研究せんとするも, 家族老人等の阻止に因て水中に入ることが出來なかった. 已を得ず疊の上にて喞筒を押し, 換気作用を研究して漸次危惧する人々の啓蒙につとめた.

後、伊島の裸潜水夫杣友喜之助、岡本太郎の兩壮丁を語らひこれら二人を指導誘掖して換氣の調節手足の操縦稍々自信を得るに至つた。漸く海濱より這ふて海底に辷込み、歩行せんとして其調子を失ひ、幾度も浮沈轉覆の失敗を演じたが後遂に其技術を習得するに至つた。

1888 (明治 21) 年であるか 1889 (明治 22) 年であるか,最初の潜水士の移入時期を確定できないが,田所 (1940) ともほぼ共通した技術の移入と開発過程について確認できた.潜水器漁業においての技術とは、潜水器を使用する技術と潜水して漁をする技術の複合体である。この技術を獲得しようと、伊島の外にも協力者を得ての技術開発であった。

この時点ですでに、潜水器の漁業への転用を目指し、潜水漁の技術をもつ「裸潜水夫」らにより潜水器の技術を獲得しようと試みていた。しかし、それは地元伊島のすべての住民にとって俄に認められるものではなかった。また、技術の具体的内容については詳細にわたって伝授されたものではなく、栗田徳蔵を中心として、個々による試行錯誤により獲得されたものであった。

2 朝鮮海出漁から移住へ

(1) 朝鮮海への出漁

朝鮮海への出漁は、明治初年より主として西日本の零細漁業者によって行われてきた.「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易ノ規則」により朝鮮政府から朝鮮近海漁業の法的権利を獲得し、朝鮮海出漁が本格化するのは、1890(明治23)年の「日本朝鮮両国通漁規則」公布以後である.これにより、両国の漁船が漁業税を朝鮮政府に納め、朝鮮近海での漁業鑑札を受けることを養務づけるものであった⁶.

伊島における潜水器の開発時期は、このような時期にあたる。潜水器漁技術の開発以後、伊島近海での潜水器を用いてアワビ採取を行っているが、ここで各地の潜水器の導入と同様に、漁場の問題が生じている。「地元との關係事情の爲」(田所、1940:309) これを中止したとされる。これは、素潜りによる潜水漁との漁場と採捕対象の競合のため、伊島近海にお

ける潜水器使用が制限されたからであった. なお、「徳島縣水産取締規則」においては、潜水器の漁業への使用については、関係する漁業組合において許可、届け出をして認可を受ける必要があるとされている⁷⁾. また、1903 (明治 36) 年 10 月 15 日付で徳島県知事により伊島漁業組合長宛で出された文書でも、「専用漁業権」として「潜水器漁 潜水捕貝採藻徒歩捕貝採藻 ネじ取刈取採藻」等が認められていて、伊島近海での潜水器漁業が正式に禁じられていたわけではない. 素潜り潜水漁と同時期にアワビ、サザエ、テングサ等の漁が書面上は認められている。したがって、朝鮮海におけるより大きな収益の可能性と地元との折り合いから、より多くの漁民が朝鮮海出漁を選択したと考えられる。

すでに 1880 年代の千葉県安房における潜水器導入時にも、これと同様の問題が生じていた 8). いわゆるアマの素潜りによる潜水漁操業者との漁場と漁獲対象の競合であり、素潜りでの漁が困難な深い海域においてのみ潜水器の使用が許可される、というのがおおかたの流れであった。しかし、伊島において潜水器導入時期が 1890 年前後のことであり、「朝鮮海」での「蝦」の生息状況の情報を、潜水器開発で協同した当時徳島県水産課の庵原文一を通じてえていた。そのため、栗田徳蔵は伊島から潜水器の装備をもって出漁することになる(田所、1940:309)。

明治二十三年三月單身視察の爲に釜山に渡航し歸りて直ちに神野長太郎,神野甫之助,伊勢作吉,神野久米六,岡本佐吾吉,藤代逓一,伊勢嘉一所有の打瀨網船一八隻を伴ひ 栗田佐吉船に潜水器械を据付け前記潜水夫杣友嘉之助外二名縣水産試驗船改良丸を母船 として谷直吉,栗田徳蔵両氏が搭乗し遠洋漁業の途に就いた.

朝鮮半島沿海での鰕の生息状況を聞き、朝鮮半島南部の釜山での視察のため、粟田徳蔵らが渡航する。その後帰島して一団を組織し、再び釜山を中心に朝鮮半島沿海方面へと出漁するが、目的の鰕は不漁、潜水器船は所安島近海で操業し、さらに各島嶼沿岸で鮑を採捕して豊漁を得て釜山に引き揚げた。翌 1891 (明治 24) 年には潜水器漁船 2 隻で鎮南郡欲知島白斎浦を根拠地として、鮑、海鼠を採捕、明鮑、海参として乾製に着手し、長崎へ加工委託を目的として出荷している 90.

その後、伊島の潜水器漁業の転機となったのが、イガイ $^{10)}$ の棲息地の発見である (田所、1940: 309).

明治二十九年沿海に瀬戸貝(胎貝)の棲息を發見し乾製として長崎に送り今日に於ては 伊島出身漁業者の獨占漁獲物となり最盛時は年産額二十萬八千斤金額拾萬貮千圓に達 し瀬戸貝肉邊に附着する眞珠玉を剥出して販賣の途を求め最盛時には年産額七八千圓 に達した。潜水器漁業の盛衰は潜水夫の優劣に依るので其養成に着目し伊島の壮丁を 撰び稽古せしめ益々擴張を圖り逐年隻數を殖し十臺の操業を見るに至った。

朝鮮海における潜水器漁業者についても、他地域の出身者がアワビやナマコ、サザエなどを 潜水器漁業の対象としたのに対し、潜水器漁業としては独自のイガイ漁とその加工製品化の 方法を確立した、慶尚南道においては、朝鮮漁民による素潜り潜水漁で採取されていたもの の、主対象として採取されて流通されることはなかった海産物である。潜水器を用いて主対象としてイガイを採取し、大量に加工して流通させることにより規模を拡大したのが伊島出身の潜水器船集団であり、大きな収益をあげたのが1896(明治29)年のことであった。

さらに、潜水漁の要となる潜水士については、依然伊島を根拠地とする若者によって占められていたことがわかる。潜水士の養成において、継続的な養成が可能な同郷者を養成の対象とし、事業の拡大を図った

(2) 出漁地朝鮮漁民との軋轢と反日運動

朝鮮海への出漁が増え始めた 1894 (明治 27) 年には、朝鮮海出稼漁業奨励保護と補助金の交付に関する請願が国会へ提出され、「遠洋漁業奨励法」にもとづく奨励金が各県単位で交付されることになる。西日本各県から朝鮮海へは、およそ 6000 人あまりの出漁者があるとされ、奨励制度の成立によりさらに多くの出漁が見込まれている(大日本水産会、1895:107)。

徳島県においても「徳島縣水産組合遠海漁業補助規程」がつくられ、次のような条件で補助金の支給用件を定めた.

- 一, 滊船總噸數 毎噸 一ヶ年金拾 圓以内
- 一. 帆船 同上 同 金五 圓以内
- 一. 漁船肩巾八尺以上 同 金八拾圓以内
- 一. 同 同 五尺以上 同 金参拾五圓以内
- 一. 同 同 五尺以下 同 金弐拾五圓以内
- 一. 乗組員 毎一人 同 金 五圓以内

この奨励金は、二ヶ月以上国外の海域へ出漁し、実際に遠洋で操業した申請者に対して支払われるものであった。こうした奨励策は、疲弊した漁民が朝鮮海へと出漁していく大きな契機となった。

一方、出漁先の住民による排日運動が随所で起こったことにより、出漁漁民らは護身用に 銃を携帯するほか、後には地元との融和を図るため、物資の交換や医療の提供などによる融和策を講じた ¹¹⁾. また、朝鮮漁民らもまた日本漁民の持ち込んだ底曳き、潜水器などの近代漁法を取り入れ、日本漁民との協業、雇用のもと、さらに加工、出荷ルートを確保することによって大きな利益を上げる者も現れていた ¹²⁾. 日本人零細漁民を中心として、日本政府の保護政策のもとで加工場などを確保し、植民地的流通構造の構築と漁業権の法認によって朝鮮近海漁業を定着させた。その前後、朝鮮漁民らとの漁獲対象の競合により一部で軋轢を生むことになる。

漁民間闘争の中で、潜水器漁民がかかわるものの一つに「済州島事件」がある。これについて当時の在仁川駐在の領事による報告がある。済州島北岸の健入浦、朝天鎮管下、金寧里の3ヶ所で、旧5月から6月に起こった事件で、住民側の死者23名を出したと記録されている。その原因と評価が以下のように書かれる(大日本水産会、1891a:48-49)。

元來濟州島ハ多く鮑を参し同島民は之に據て生活を維持せしもの多かりしも近來我漁業者潜水器等を使用して來漁するもの多きより該島民ハ俄に其生計の道を失ひ大に怨嗟し居るとのことハ會て聞きたる所なれハ夫等の原因より起りしならんと云ふ我漁民の出稼漁業をなす固より可なれとも其所爲の粗暴に渉るは最も當さに戒むべし

すなわち、済州島近海においてへニョ(海女)による素潜り潜水漁で行われてきたアワビ漁に、潜水器を持ち込んだ日本漁民が侵出してきた。漁獲制限もなく行われた日本漁民による潜水器による濫獲が、済州島民の生計に直結したアワビ採取を困難なものにしたため、こうした争闘が起こったと結論づけている。

日本潜水器漁民により、朝鮮漁民らとの間に引き起こされた紛議が最も顕著なものであった。当時朝鮮海へ出漁した漁民たちの多くが粗暴で不作法と評され、中でも潜水士が極端に問題を引き起こしていた。当時朝鮮海において漁業調査を行った藤田守正氏を取材した羽原は、潜水器漁民に対する風評を記している(羽原、1957:114)。

潜水器漁夫には最も極端な人々が屡々新聞紙上に見る日本漁夫と朝鮮人との喧嘩とか殺傷とかを起す連中は主として彼らであった。それは他の一般漁夫に比べて、潜水器漁夫の給料は非常に高額であると同時に生命の危険率も亦大であるから、無教育の修養なき人が割合多く報酬を得ると、勢い極端な放埒の生活に落入り易いからでもあろう。

さらに藤田守正氏の談として、以下のようにも記している (羽原、1957:114).

是まで朝鮮人と日本漁業者との葛藤と申しますれば、十中の八九は日本人の方が悪いの であります云々

このほかにも、朝鮮半島沿岸部漁村における個々のケースとしてではあるが、漁民による裸体での上陸と現地家屋への侵入、食料や家畜等の略奪など 1870 年代から 80 年代にかけての朝鮮海出漁初期には頻発していた。

しかし、こうした漁民の活動は、日本政府および各県水産当局が関与した奨励金をともなう遠洋漁業奨励策のもとで起こったものである。当時の西日本近海において、漁獲対象が同じである場合には、内地ではほとんど許可されることのなかった潜水器を朝鮮近海で使用することにより、通漁地における資源の枯渇と、現地朝鮮人漁民らとの争議を引き起こしたのである。

(3) 通漁と流通ルート確定による定着

天野 (1937) における漁業対象と漁業製品としての貽貝 (イガイ) の項では,以下のように紹介されている (天野, 1937:34).

徳島縣出身の潜水器漁業者,即ち阿波潜水器漁業者は慶尚南道欲知島を根據として專ら同近海に於て之れを採収してゐる.

イガイを対象とした潜水器漁業については、日本出身漁民がほぼ独占的に採取していた.漁期は9月から5月に至る冬季を中心として通漁し、海岸部で加工した後、対馬の厳原を経由して長崎の問屋へと出荷した.大釜で煮込み乾燥させる方法と、石塊蒸法(クテキ)と呼ばれる一晩イガイを殻付きのまま石焼きにして乾燥させる方法があった.いずれも大量にすばやく加工生産することが目的とされ、朝鮮でもともとあった生鮮のまま乾燥させる方法とは異なるものであった.

朝鮮海出漁当初,朝鮮近海出漁における日本漁民の漁獲は,生鮮魚介類としての朝鮮市場に対するものとはならず,加工漁業による日本市場,中国市場への出荷が前提であった.そのため,当初からの出漁漁民にとっては,出漁地における魚介の加工場と加工法,流通経路等の確保が必須であった¹³⁾.そのことにより朝鮮海への通漁における日本漁民の利益が確約され,繰り返し通漁が実施されることとなった.後に朝鮮国内への水産市場の設置と流通ルートの確保,日本政府による帝国主義的法的措置が講じられることにより,通漁が次の段階へと移っていったのは日露戦争前の時期であった.この時期から通漁から移住へと移行していくことになる.

ちなみにこの当時, 徳島県からの朝鮮海出漁した漁民は伊島出身の潜水器によるものが もっとも多かった (図1参照).

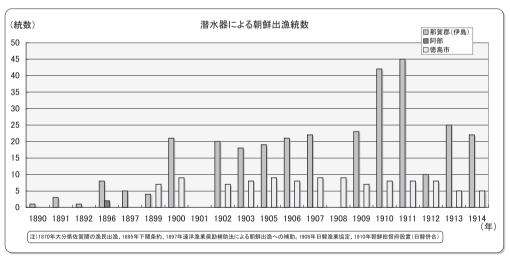


図1 潜水器による朝鮮出漁統数

※阿南市史編さん委員会(2001). 徳島県漁業史編さん委員会(1996)により作成した。

3 朝鮮海沿海への移住と朝鮮潜水組合

潜水器漁民は、通漁地においてとくに多くの問題を引き起こしてきた。現地の朝鮮人住民に対する暴力的、略奪的行為、漁場における乱獲による水産資源枯渇等であった。漁閑期を利用して潜水漁民を集め、僧侶を招いて修身講話会などの実施や¹⁴⁾、潜水士に対して「品行証書」を出して本人の性行を明らかにし、潜水士としての雇用の際の参考とするなどの対策が講じられた(中井、1967:93)。

日露戦争後の1907 (明治 40) 年ころには、朝鮮半島沿海全域で潜水器漁業が展開され、その総台数も無制限に増えて濫獲状態となり、大幅に漁獲が減っていた。そのため、「韓国漁業法」にもとづき潜水器による漁業制限が行われることになる。それは朝鮮海における漁業での潜水器の使用台数を制限し、すべて朝鮮総督府の許可によってのみ稼働することができるものだった。また、広域の3区の漁業区画(後に4区)を設定して、区画毎による台数制限を行った。後に、漁業区ごとに潜水漁業組合ないし潜水器漁業株式会社が形成され、移住した日本人潜水業者や新興の朝鮮人潜水業者らが加入した(天野、1937:42-45)。

このうち、伊島漁民の多くが所属したのが第2区で、慶尚南道沿海を中心とする海域である。釜山、統営、馬山を中心とする朝鮮半島南東部沿海である。ほかの地域出身の潜水器業者と比べても、伊島出身の潜水器業者集団は強い結びつきをもっていて、同郷者集団により1つの組合を形成していた(天野、1937:60)。

胎貝を採捕するを殆んど専門とする伊島組が約三十臺を以て、明治四十四年阿波潜水器 漁業組合を組織して、他の業者と對立の姿を呈してゐた。

1917 (大正 6) 年には同地区の同業者と統合して朝鮮潜水器漁業株式会社を設立し、「あわび」「なまこ」「いがひ」「たいらぎ」「サザヱ」を潜水業者によって採取された漁獲物の製造販売を行った。これは中国の大連市場への出荷を主とするものであった。

ところで、こうした背景には通漁から移住へと移行していった経緯がある(徳島県水産組合、1904).

出發渡韓ノ上豫定ノ漁業ニ從事シ伊島ノ出漁者ハ彼地ニ移住ノ計畫アリテ漁業ヲ翌年度 へ經續セシモ其他ハ總テ三十七年度中ニ歸縣セリ

徳島県からの移住漁民は多くはなかったが、その中にあって伊島からの移住が計画されていたことがわかる。そうした漁業移民は「漁業根拠地移住規則」にもとづいて次のような条件の者が移住した(大日本水産会、1905:27)。

- 一 満二十二才以上五十才未満の男子にして品行方正體格強壮なる有妻者にして共に移 住しうるもの
- 二 肩幅五尺以上の漁船及本組合の指定する漁具を所有し満十五歳以上六十歳未満の男 子從業者あるもの
- 三 最近三ヶ年以上自ら漁業に從事したるもの

- 四 満五筒年以上住居の宣誓を爲すもの
- 五 自己は勿論家族從業者と雖前科者にあらざるもの

「品行方正體格強壮」の漁業資本をもつ男性漁業者が、家族とともに移住することを認めたものである。このほか、「國有未墾地利用法施行細則」において、「開墾、牧畜、植樹、製鹽、養魚等の事業の爲」の使用に限り、国有地の貸与を行うなど移住した農民や漁民に対する施策が進められた(大日本水産会、1909:23-28)。

この時期,日露戦争とも関係して、軍隊に付随して多数の日本人が朝鮮半島から中国東北部にかけて移住し、朝鮮海漁業もそれにあわせて需要を増してさらに好況を得ることになった。また、このころ日本による帝国主義的政策は色合いを増し、1907(明治40)年には第3次日韓協約により統監府による内政の掌握、1909(明治42)年の伊藤博文暗殺をへて、1910(明治43)年8月22日の日韓条約による「日韓併合」と朝鮮総督府の設置が進められていった背景があり、多くの移住者が送り込まれた(表2参照)。

年	漁船数	人数	備考
1904(明治37)	60	306	日露戦争開戦
1905(明治38)	72	465	日露戦争終戦,第2次日韓協約
1906(明治39)	31	138	
1907(明治40)	40	255	第3次日韓協約
1908(明治41)	51	201	

表 2 伊島からの朝鮮海出漁者数統計

※統計は『徳島毎日新聞』(明治 42 年 12 月 2 日) の記事によった.

実際伊島からの出漁者も、朝鮮半島慶尚南道の各地へ土地を得て移住していた。その集住 地が慶尚南道の統営、欲知島、馬山、鎮海等であった。現在でも、聞き取り調査により数件 の事例を確認することができたが、その中で、当時の戸籍謄本を手元に保管している伊島在 住者もいた。

これによると、本籍地を「徳島縣那賀郡椿村大字泊字瀬戸」という伊島の住所としながら、一家で移住し、「朝鮮慶尚南道統営郡統営面曙町」において子を出生した記録を見ることができる。この一家の場合、潜水器漁業に携わるのではなく、大正期に移住したのだという。不動産に関する「賣渡證書」も残され、1923(大正12)年12月22日にこの統営郡統営面曙町の土地36坪を360円で朝鮮名の売り主より購入していることがわかる。さらに、この土地を一家が買う前には山口県の水産組合が所有していて、これを先の同じ朝鮮名の売り主に対して200円で売却していることも確認できる。

この一家の場合、統営では漁業ではなく水産加工業としてサザエの缶詰工場を営んでいたという。しかし、工場を廃業し、1943(昭和18)年9月7日付けで統営の土地を売却して伊島へ引き揚げている。戸主の死去にともなう相続の際、廃業して帰島することになったものであった。ただ、1945年(昭和20)年8月以降に引き揚げたケースが多く、命がけでの帰島となった人も多かった(伊島老人会・伊島小学校、2006:17-19)。

なお、表3において伊島など徳島県出身で、潜水器漁業等を経営する当時在韓の有力者を整理した。

表 3 伊島出身者潜水器出漁者

No.	氏名	生年	昭和10年時の住所	渡鮮年月	略歴	備考
	1 谷禹三郎	明治14年	馬山府元町	明治28年3月 (14歳)	先代明治23年渡鮮本業二従事シ主トシテ瀬戸 貝漁場ヲ開拓斯先駆者タリ、父祖ノ業ヲ継ギ今 日ニ至ル。明治44年徳島県出漁潜水器漁業組 合長、大正12年朝鮮潜水器漁業株式会社社長 取締役トナリ重任、現社長。	先代は谷直吉で徳島市古 物町出身
:	2 山中芳太郎	明治18年	釜山府南濱町	明治34年10月 (16歳)	先代本業15.6台ヲ経営、一方製品ノ販売問屋ヲ 経営シ先代死亡後業継ギ今日ニ至ル。現朝鮮 潜水器漁業株式会社取締役。	
;	3 杣友勝次郎	明治14年	統営邑吉野町	明治31年9月(7 歳)	渡鮮本漁船二乗組ミ大正14年独立経営今日二 及ブ。大正14年朝鮮潜水器漁業株式会社取締 役二選任シテ現重任ス。	
4	4 朝田要之郎	明治35年	統営邑吉野町	大正2年10月 (11歳)	渡鮮ト同時二本業二乗リ出シ以来丸三組ノ主任 トシテ現在二及ブ。	
ļ	神野房太郎	明治22年	慶南三千浦	明治33年3月 (11歳)	亡き父と渡鮮本漁船二乗船。大正9年独立本業 ヲ経営。	
(神野長市	明治38年	慶南三千浦	明治41年5月(3 歳)	潜水夫トシテ修業ヲ積ミ優良潜水夫トシテ賞褒 セラル、兄房太郎ト共同事業ヲ経営ス。	
	7 神野茂	明治35年	統営邑吉野町	大正5年8月(15 歳)	明治34年祖父茂三郎等渡鮮本業二従事、亡兄 勘五郎ト共二本業ヲ経営ス。	
	3 神野茂誠	明治44年	統営邑吉野町	大正2年5月(3 歳)	亡父勘五郎二至ル三代本業二従事シ其/跡ヲ継グ。明治34年曾祖父神野茂三郎、相父直太郎同道渡鮮本業二従事。亡父勤五郎事業ヲ継承大正9年亡父ヲ継ギ本業二従事ス。	
	神野友一郎	明治36年	釜山府幸町	大正7年9月(16 歳)	父又五郎(明治29年頃渡鮮本業ニ従事)ノ業ヲ 継ギテ現在ニ及ブ。	
10	神野平四郎	明治18年	統営郡欲知島	明治42年9月 (24歳)	潜水夫トシテ本業ニ従事。元朝鮮潜水器漁業株式会社取締役。	
1	1 川西増太郎	明治26年	統営郡欲知島	明治40年4月	先代秋蔵(明治32年渡鮮)死亡後本業を継ギ今 日ニ及ブ。	

※天野(1937)により作成した.



写真 2 大正 8・9 年度の潜水器出韓者により奉納された絵馬 (伊島町会所蔵)



写真 3 慶尚南道統営港付近(2005年11月現在)



図 2 伊島漁民の潜水器による主な出漁地・移住地:本図は吉田 (1954:368) の 「第 113 圖 潜水器漁業操業區域圖」を原図として、これに伊島漁民の主な 出漁地・移住地等を加筆したものである.

4 朝鮮人潜水士の潜水器技術の獲得と技術伝播

(1) 朝鮮人潜水士の養成

明治 32 (1899) 年 12 月 23 日から 30 日にかけて、『時事新報』において「釜山朝鮮漁業協會探検録」の記事が連載され、「清韓人の潜水漁業」が朝鮮海域で始められその規模も拡大するであろう見通しが報告されている(『時事新報』1899 (明治 32) 年 12 月 29 日).

清人張某韓人先達南某の共同営業にて使用の潜水器船は昨年¹⁵⁾ 元山居留本邦人より購入したるもの、潜水夫及び船頭綱取は其際雇入れたる本邦人を以て之に充て昨秋は創業遅く營業の期間短くして僅に費用を補ふに止まり本年の春漁は早期より始業し中途に潜水夫の病に罹りたる爲め其収穫は本邦潜水船に劣りたれども尚ほ二百樽の収穫ありたり(中略) 今年夏季浦鹽斯徳に至りて潜水器船三隻を購求し其際亦本邦舟夫二名を雇入れたるが其外にも本邦漁船漁夫に向て賣収及び雇入れの勧誘頻りなり

「清人」と「韓人」による共同経営での潜水器漁業の開始についての記事であり、潜水器は 元山在住の日本人から購入し、「潜水夫」は日本人潜水士を雇用して潜水漁を行った。その 翌年には事業を拡大し、ウラジオストックにまで出漁地を広げ、同じく日本人潜水士を雇用 して潜水器漁業を行っていたというものである。

それまで、朝鮮海における潜水器漁業は、西日本出身の零細漁民から潜水器漁業へと転換した漁民らによって、独占的に経営されてきた。それは潜水器漁業の稼働にあたり、潜水器と潜水器船の保有という漁業資本と、海中で漁を行う潜水技術者の両方が必要であったためであり、そのうちの技術者としての潜水士を独占していたためだ。それだけに、潜水器による圧倒的漁獲の得られる潜水器漁業が、済州道、全羅南道、慶尚南道、江原道等朝鮮半島南部での、へニョ(海女)らによる素潜り潜水漁の漁場を濫獲し、破壊してきた。先に紹介した「済州島事件」や日本漁民の排斥運動などの争議が起こる傍らで、「清韓人」の共同経営による潜水器漁業が開始されたことが報じられているのである。

日本からの潜水器船では、従来、内地で養成された日本人潜水士を雇い入れるかたちで朝鮮海における潜水士も供給されてきた。それが、1907 (明治 40) 年前後より朝鮮人潜水士を雇用するようになる。たとえば当時、済州島で潜水器漁業を行う潜水器船は12隻、潜水士24人であったが、その内内地出身の潜水士は三宅組6人、神野組2人のあわせて8人であり、残り16人は朝鮮人潜水士であったという。ただし、当初雇い入れられた朝鮮人漁師はというと、艪を押すなどの役割で船上作業員として雇用され、仕事の合間に潜水士の練習が認められて随時練習し、数年をかけて潜水士の技術を習得していたというのが実態であった。とくに、伊島出身の潜水器漁業者が多く所属した慶尚南道の谷組においても、朝鮮人潜水士の養成は積極的だった。費用と日時をかけて潜水士養成を行ったものの、養成した潜水士は他船での潜水作業に従事したため、谷組としては十分な成果とはならなかった(天野、1937:75)。

こうして徐々に養成された済州道や慶尚南道の朝鮮人潜水士は、潜水士として雇用され給金で生計を立てる者のほか、自ら潜水器と潜水器船を購入して新たに潜水器漁業を開業する者も現れた。そして、こうした朝鮮人潜水士の中には、日本漁民に雇用され、日本へと出漁し、

潜水器漁業の行われていなかった地域で新たな漁場を見いだし、通漁を行う者も現れた. そのことによって潜水器漁業の技術を受容した地域の1つが、佐賀県藤津郡太良町であった.

(2) 佐賀県太良町における技術の受容

佐賀県藤津郡太良町は、有明海におけるタイラギ漁とカニ漁で知れられる町である。近年 不漁が続いているが、かつて10月から5月までの間有明海で潜水器漁業を行い、一部の潜 水士は現在も冬季には瀬戸内海の漁場で潜水士として雇用され、潜水漁に従事している。

佐賀県教育庁社会教育課(1962)には、以下のような報告がある(佐賀県教育庁社会教育課、1962:79-80)。

大正の初め頃に潜水によるチャーラギ漁業が始まったが、始めは潜水夫は朝鮮人ばかりであって、朝鮮人潜水夫を雇っていた、朝鮮の麗水でチャーラギがとれるので、そこの 漁法をそのままやったのである。

後に、潜水業を覚えて自分たちでやるようになった。しかし、その頃は手押ポンプで空気を送っていたので、船の人夫も多く必要であった。この方法が、昭和17,18年まで続いており、その頃は貝殻のまま岸へ運んできていた。

この潜水業が始まった頃は、潜水業の許可制度がなかったため、密漁として取り締まられていた。

太良町において、潜水士は大正期には雇用された朝鮮半島出身の通漁者や移住者であり、逆にその手押しポンプを押す船上作業員として地元の漁民らが雇用され、これに加わっていた、つまり、朝鮮海へ出漁した日本漁民から潜水技術を獲得し、しばらく地元近海で潜水器漁業に従事していた朝鮮人潜水士らを雇用する潜水漁経営者らが、より好条件の漁場を求めて通漁、移住したということになる。

この当時、朝鮮人潜水士らは太良町の道越、竹崎地区などに移住し、潜水技術を生かして生計をたてていた。その状況について、太良町道越地区在住の川島富雄氏によって書かれた手記がある。この手記は、富雄氏が父・川島国松氏〔1901(明治 34)年生まれ〕から直接聞き取ったことを、父親の回想録として書いたものである。

昭和の始め頃は朝鮮より潜水夫を雇い、潜水業をやって居たが、地元の若者が朝鮮人に 出来て我々日本人が出来ぬ筈がないと潜水夫の練習を始めたのである。が海中には水圧 があり、そして水圧によって操つり乍ら操られつ、大変むずかしい技術である。その潜 水に付いての技術を朝鮮の潜水夫は絶対に平浜竹崎道越の漁民に教えない。地元に潜水 夫が誕生すれば、次から次へと技術を習って朝鮮人潜水夫は仕事がなくなるのだ。

外部から特別な技術である潜水器漁業の技術をもって入ってきた潜水士が、地先漁業において優位であったため、その技術を習得しようとする地元側と、技術を盗まれまいとする移住者側のせめぎ合いが書かれた箇所である。

結局、地元漁民が試行錯誤の末、潜水器漁業によりタイラギを採取する技術を獲得すると、

「以前より当地に働きに来ていた朝鮮人潜水夫は年毎に減っていく.」ということになる. そして逆に竹崎地区・道越地区など技術を獲得した側では,以下のようなかたちに変わっていく (川島富雄氏手記).

生きて行く爲には潜水夫だけはなっておかないと漁業者の先頭には立てない様である. (中略)へたな人は、とうとう一人前になり切れずに途中でやめれる人も何人もおられる. 潜水夫は一人前になれば確かに利益も莫大に多きい.

潜水器漁業の比重が高まり、やがて潜水器によるタイラギ漁で知られる地区となっていった. その後、現在に至るまで地元の有明海で潜水器漁業の技術を習得した潜水士が、山口県、岡山県、香川県、徳島県など瀬戸内海沿岸各地で潜水士として出稼ぎ漁を行うこととなった.

伊島潜水漁民の動向からは少し離れた事例であるが、出漁した伊島漁民ら日本漁民から潜水器の技術を獲得した慶尚南道出身者を中心とする朝鮮漁民らなど、新たに潜水士が現れ潜水器漁業が展開された。その中で、日帝植民地時代の朝鮮半島にとどまらず、潜水技術を背景として日本へ出稼ぎや移住をしていた例もあった。これが日本人経営者や船頭によって雇用され、連れてこられた朝鮮人潜水士なのか、独自に経営する中で九州の一漁村に漁場を見いだした漁民集団なのかは不明だが、いずれにしてもこうした動きがあったことだけは確かであろう 160.

5 伊島における潜水器漁業の生業としての位置づけ

明治中期以降の伊島において、潜水器漁業は生業の核であったといえる。その特徴は当初より朝鮮海沿海での通漁もしくは移住による使用であり、伊島近海における使用は素潜り潜水業者(海士)との漁場の競合のため禁じられてきた。それはアワビの資源保護という側面から言及することができる。たとえば、1922(大正11)年9月19日に行われた「臨時惣代決議」には、アワビの禁漁期の延長をし、繁殖を促す決議がなされた(大正11年9月19日伊島臨時惣代會決議録)。

組合員海士連中之立案ニナル蚫蕃殖保護上既ニ縣令ニテ自十一月一日至一月三十一日間 禁漁ナシアレ共實地ノ経験上同期間延長ノ必要ヲ認メ向ウ三ヶ年間自十一月一日至五月 一日禁漁ナシ本年度ヨリ實施ナるなり

アワビの漁期を, 当時の県令により 11 月 1 日から 1 月 31 日を禁漁期間としていたところを, 資源保護の関係で海士側から禁漁期の延長を提案され, 11 月 1 日から 5 月 1 日とすることが決定された. 当時裸潜水での漁でもあり, 水温の高い時季に限定してアワビ漁を行うということでもあるが,「實地ノ経驗」から「蚫蕃殖保護」の理由で禁漁期間を延長させている. 伊島近海における資源保護, 資源管理の意図を明確に読み取ることができる.

ところが、この7年後の1929 (昭和4) 年には同じ伊島において潜水器を使っての潜水漁が認められることになる (昭和4年10月8日伊島漁業組合臨時総會決議録).

古来ヨリノ慣習ニヨル伊島傍示ヨリ申込ミノ自昭和四年十二月一日至仝五年四月三十日間本組合専用漁場第三区(烏帽子ハエト野尾辺鼻クイシハヱ東北端仝所ヨリ水島大バヱ東端ニ連結シタル線ニヨリ囲マレタル区域)内水深拾弐尋以上ノ深水箇所ニ於テ潜水器使用海鼠鮑採捕ノ件附議審議ノ結果拾弐尋以下ノ浅海犯サベル様嚴守セシメ使用スルコトニ全會一致可決ス

素潜り潜水漁の漁場となる12尋(約18メートル)より深い海域での潜水器の使用を許可するものである。それまで朝鮮海における潜水器漁業により高収益を上げていた。しかし、朝鮮海での濫獲と、日本から来漁した潜水器船、日本人潜水士から技術を習得した朝鮮人潜水士の台頭により、次第に漁場と漁獲を減らしている。そうした背景と、伊島漁民における潜水器漁業の浸透、潜水士の育成と継承により認められたものと考えられる。

実際に伊島においても「蚫磯潜水器使用入札」により、潜水器漁業が行われていたことを確認できる。海士組からの申請が認められる形で入札が予定された。その認められた理由として次の2点が記録されている(昭和9年9月6・7日両日臨時總代協議會決議録)。

- (イ) 第二区漁場ハ区域狭隘ニシテ價格見込僅少ナル故ーヶ年延長スレバ四ヶ年目とナル故相當ナル價格モ持タレル譯合ナリ且ツ椿泊組合ニ灘目ヲ潜水器使用本組合ニ同意ヲ ポメ来タル場合ノ口實上有利ナル理由トモナル
- (ロ) 潜水器使用賣買代償トシテ昭和十年夏蚫ノ盛漁期ヲ見テ組合ヨリー番好漁日ト見 定メ指定シタル一日ノ漁獲金ヲ海士組ヨリ組合へ押上寄附徴収スル條件タルコト

この1934 (昭和9) 年時点で、先の1929 (昭和4) 年に許可されたとおり伊島近海での潜水器を使用したアワビ漁に切り替える者もあったことを示す資料である。ただし、より多くの漁獲を期待できる潜水器漁業者は「押上」¹⁷⁾ の際にも潜水器をもって稼働することとされている。伊島においても、例外的にではあるが、潜水器が使用され、ナマコ漁やアワビ漁に利用されていたことがわかる。

しかし、一時的に伊島で潜水器漁業を行うにしろ、十分な漁獲の見通しがえられたわけではなかった。同時期にはすでに瀬戸内海の小豆島、豊島、男木島、本島、多度津、櫃石島、大島宮窪、怒和島、津和地島等に出漁していた(磯本、2005)。このうち大島の宮窪町においては、従来「熊手取り」で船上から採取していた瀬戸貝(イガイ)を潜水器で取り始めたのは1925(大正14)年のことで、伊島から潜水器船をもっての入漁を1940年代まで継続していた。あるいは、1919(大正8)年に同じ大島では、九州戸畑で潜水業者として潜水器の技術を習得した者が、最初に瀬戸貝取りに利用したとの報告もある(宮窪町誌編集委員会、1994:729-730)。この時期に、それまで潜水器が使われていなかった主に西日本各地へと出漁し、場合によっては潜水器の技術を伝授することになる。

こうした伊島からの出漁は、1945 (昭和 20) 年以降は全面的に瀬戸内海や北九州地方へと移行し、また高度経済成長期以降は港湾工事、架橋工事、サルベージ業など潜水器の技術が活用され、さらに多岐にわたる潜水作業者の需要が増すことになる。朝鮮海出漁と移住から引き揚げを経てもなお、伊島における潜水器技術を主軸とした生業の形は大きく変わることはなかった。

おわりに

本稿において、伊島漁民が潜水器漁業を導入して朝鮮海や瀬戸内海等根拠地を離れて通漁、移住した過程について確認した。その中で、出漁地において技術がいかに獲得され、また伝授、習得されていったのか、あるいはその技術を用いてどのような経営体が形成されたのかという点に着目するなら、一つの技術伝播のかたちとして把握することができる。

それは、潜水士養成方針とその転換において見ることができる。当初根拠地の伊島出身潜水士に限り技術の伝授と後継者養成を行っていたが、漁場が拡大していくにしたがって潜水技術者および船上作業員が不足していくこととなった。そのため、出漁地で朝鮮人漁民を雇用し、最初は船上作業員として養成し、後には長期にわたる潜水技術の習得の末、なかには潜水士として潜水器漁業を営む者も現れた。こうして、1880年代から1940年代にかけて、一部の朝鮮漁民への潜水器漁業における技術伝播を確認できる。そして、注目すべきは、新たに潜水技術を獲得した彼らはさらに広域に漁場を求め、それまで潜水器漁業が行われていなかった有明海など日本内地においても潜水器漁業を展開した点である。その結果、潜水器技術は新たに伝播されたことを確認した。

ところで、本稿においては潜水器導入当初から朝鮮海出漁期にかけての伊島漁民に着目したが、実際には敗戦後(1945年以降)においても、伊島漁民あるいは伊島出身者の潜水技術者としての出漁ないし出稼ぎは継続され、現在に至っている。戦後の漁業法改正以降の歩合制での潜水士としての出漁形態が確率された。また、高度経済成長期には潜水器漁業だけでなく、港湾工事や架橋工事など潜水工として、さらに近年では海外の潜水工事を受注して広域へと展開している業者も増加した。

本稿においては、これらにおける技術伝播等の事象を扱う余裕はないので、別稿にゆずるものとしたい。瀬戸内海や北九州の漁場への出漁と技術伝承と技術伝播の問題、高度経済成長期以降に阪神地方、北九州地方の各地で集住して潜水工事業を営む伊島出身者と潜水器技術の問題の2点については、今後の課題としたい。

付記

本稿作成のための調査等において、多くの伊島在住の方々および伊島出身の方々、伊島漁業協同組合、徳島県漁業協同組合連合会、大浦漁業協同組合、太良町歴史民俗資料館、荒田寛子氏、宮本和宏氏には、多方面にわたってご支援、ご教示いただいた。また一部の文献調査においては、金秀姫氏よりご協力、ご教示いただいた。ここに記して感謝申し上げる。

また、引用文中には一部不適切な用語がみられるが、記述された当時の状況をできるだけ 正確に読み取るため、本稿においてもそのまま表記した.

なお,本稿は平成17~19年度文部科学省科学研究費補助金(若手研究(B))「伊島漁民の出稼ぎ・移住に関する民俗学的研究」(課題番号:17720239)の助成を受けた研究報告の一部である.

注

1) 当時「朝鮮海」「朝鮮沿岸」「韓海」などさまざまな表記が併存していた、いずれも明確な海域の区画を示す用語ではなく、漠然と朝鮮半島と周辺諸島近海を包含する海域を指した表記である。本稿においては「朝鮮海」と表記して統一した。

- 2) これらの碑文については、宮本(2008)において紹介されている.
- 3) たとえば、大場 (1993), 吉原 (1972) などで、主として房総半島、伊豆半島での潜水器 の導入と展開を明らかにしたものである。
- 4) 金柄徹 (2000a), (2000b) においては、広島県豊島漁民の朝鮮海出漁を事例として「家船」生活をしてきた漁民が、遠洋漁業奨励下での出漁と、1945年以後の対応を民族誌として、あるいは一つの歴史過程としての「朝鮮海出漁」の把握作業を行っている。金秀姫 (1994) においては、日本人による朝鮮海出漁と移住を、魚市場や水産業及び水産加工等の経済的側面から検討し、出漁の要因を日本国内事情とともに朝鮮漁業の構造により、植民地的再編をもたらしたことを明らかにしている。そのほか、藤永 (1987), 金秀姫 (2005) などの研究を見ることができる。
- 5)「我が國の潜水器漁業は長崎が元祖のようである. 卽ち, 長崎市外, 江ノ浦村の船津八兵 衞が, 明治初年開業したのがその始めだという. ところが, 斯業發展の結果濫獲を誘致し, 沿岸漁民の猛烈なる反對をうけー頓挫を來した.」(吉田, 1958:208) との記述もある. 潜水器と潜水技術についての情報をえた各地で明治初期に発案され, 潜水器漁業の開発に結びついたと考えるのが妥当であろう.
- 6)「『日本朝鮮兩國通漁規則』に基き本邦より朝鮮国公許四道の沿海へ出稼漁業の免許を受けたるもの千四百餘艘に及ひ其中絶へす渡韓して漁業に從事せるは七八百艘に下らす」(大日本水産会、1891b)とされ、相当数の出漁件数があったことを確認できる。
- 7) 当時,「潜水器漁業又は捕鯨業に從事せんとする者は其の關係町村漁業組合の承諾書又は 其承諾なき理由書及該営業場の區域並に營業期間,季節,器具の個數(捕鯨具は名稱とも), 捕採物の種類を詳記せつ書面を添へ漁場所轄郡長の認可を受け(以下略)」(大日本水産会, 1894:28)との規則があった。
- 8) 千葉県については大場(1993)などによるアワビ漁場における潜水器使用規制に触れられるほか、長崎県については「朝鮮近海へ潜水器漁民が集中した理由は、1885年長崎県とその他の県が潜水器漁業を制限したからである.」(金秀姫、1994:154)として、日本の漁場と朝鮮海出漁の相関について述べている.
- 9) この時期よりも後の昭和初期のデータではあるが、「乾鮑」、「海参」、「乾蝦」、「瀬戸貝」などのほか、多種にわたる水産加工品を中国へ輸出していることが確認できる(長崎縣水産會、1936:110-119)。
- 10) イガイの伊島などでの通称は「セトガイ」であり、「瀬戸貝」と表記されることが多い、
- 11) 田所 (1940:310) による.
- 12) たとえば、天野(1937:104-105)では、明治30年代日本漁民による水産物加工、流通にかかわる形で利益をあげたものの、朝鮮漁民が日本人に物資を供給したとして防穀令による取り締まりを受け処罰された事例が記される。
- 13) この点については、金秀姫(1994)において整理されている。日本漁民による朝鮮出漁を第1期(明治維新期から日清戦争期まで)、第2期(日清戦争後から日露戦争勃発まで)、第3期(日露戦争から韓国併合期まで)の3期にわけて漁獲対象を整理している。日本市場向けから朝鮮市場向けへの漁獲対象の転換と、朝鮮漁民、朝鮮商人、日本魚類運搬業者との軋轢を法的に「解決」が、帝国主義的性格の強まりと平行して段階的に進められたことを明

らかにしている.

- 14) このほかにも,早くから浄土真宗大谷派の僧侶は朝鮮半島へ拠点を移していて,1897 (明治30) 年には大谷派本願寺別院の主任菅原碩城師が,天災で漁船を失った漁民を救済すべく救済義捐金を集めたり,問屋を集めて漁民救済策を協議している (中井, 1967:91).
- 15) 1898 (明治 31) 年のことであり、潜水器による日本漁民の出漁が本格化して 10 年ほど が経過した時期である。
- 16) 同時期に潜水器漁業とは異なるが、素潜り潜水漁を行ういわゆる済州島出身のヘニョ(海 女)らは三宅島、八丈島でのテングサ漁をはじめ、日本各地の素潜り潜水漁が行われる地域 を中心に出稼ぎ漁をしていた。しかし、その多くの場合日本人業者の斡旋によって地元で雇 われて出稼ぎをしていた。
- 17) この場合、同じ日に共同で漁を行い、その漁獲により得られた収入を漁協の資金とするなど共同の資金とすることをいい、オシアゲという。

引用文献

天野壽之助編. 1937. 朝鮮潜水器漁業沿革史. 169+24p. 朝鮮潜水器漁業水産組合, ソウル.

阿南市史編さん委員会編. 2001. 阿南市史 第3巻 (近代編), 937p. 阿南市, 阿南 (徳島).

朝鮮総督府編. 1939. 朝鮮水産統計(昭和12年). 183p. 朝鮮総督府、ソウル.

朝鮮総督府農商工部編. 1910. 韓国水産誌第三輯. 825+77+78p. 朝鮮総督府印刷局, ソウル.

朝鮮総督府農商工部編. 1911. 韓国水産誌第四輯. 522+52+43p. 朝鮮総督府印刷局, ソウル.

大日本水産会編. 1891a. 済州事件. 大日本水産會報告, (114): 48-49. 大日本水産会, 東京.

大日本水産会編. 1891b. 朝鮮國出稼漁業. 大日本水産會報告, (114):49-50. 大日本水産会, 東京.

大日本水産会編. 1894. 徳島縣水産取締規則. 大日本水産會報告, (148): 81-87. 大日本水産会, 東京,

大日本水産会編。1895、朝鮮海漁業補助請願、大日本水産會報告、(154):107-109、大日本水産会、東京、

大日本水産会編. 1899. 朝鮮海水産業の實況. 大日本水産會報告. (213):140-144. 大日本水産会、東京.

大日本水産会編。1905、朝鮮海水産組合にては漁業根據地移住規則及遭難救濟規則左の通り議決したり、

大日本水産會報告, (274): 27-28. 大日本水産会, 東京.

大日本水産会編. 1909. 韓國漁業法規(上). 大日本水産會報告,(318):23-28. 大日本水産会, 東京.

藤永壮. 1987. 植民地下日本人漁業資本家の存在形態-李堈家漁場をめぐる朝鮮人漁民との葛藤-.

朝鮮史研究会論文集, (24):127-154.

羽原又吉. 1957. 日本近代漁業経済史 下巻. 305p. 岩波書店, 東京.

石井研堂. 1997 [1926]. 明治事物起源 6 (ちくま学芸文庫版). 543p. 筑摩書房, 東京.

伊島老人会・伊島小学校編. 2006. ばあちゃんの戦争体験記 伊島の子らへ. 41p. 伊島老人会・伊島小学校, 阿南 (徳島).

磯本宏紀. 2005. 季節労務と器械潜水漁ー徳島県伊島からの出稼ぎー. 四国民俗, (38): 10-35.

磯本宏紀. 2006. 漁場選択・漁法選択の論理から一伊島・出羽島における里海利用一.

徳島地域文化研究, (4):19-36.

金柄徹. 2000a. 帝国主義と漁民の移動一広島県豊島漁民の「朝鮮海」出漁に関する歴史人類学的考察(1) - . 国際関係紀要, 9 (1・2): 329-351.

金柄徹. 2000b. 帝国主義と漁民の移動-広島県豊島漁民の「朝鮮海」出漁に関する歴史人類学的考察(2) -.

潜水器漁業の導入と朝鮮海出漁

国際関係紀要. 10(1):105-125.

金秀姫、1994、朝鮮開港以後に於ける日本漁民の朝鮮近海漁業の展開、朝鮮学報、(153):123-156、

金秀姫. 2005. 漁業根拠地構築計画と日本人集団移民. 韓日関係史研究. (22): 123-155.

葛生修吉. 1903. 韓海通漁指針. 451+39+5p. 黒龍会出版部, 東京.

宮窪町誌編集委員会編. 1994. 宮窪町誌. 1166+13p. 宮窪町, 今治 (愛媛).

宮本和宏. 2008. 伊島の潜水器漁業. 第31回徳島地方史研究会公開研究大会発表レジュメ集

海から見直す阿波の歴史 生業の視点から. 徳島地方史研究会, 徳島.

長崎縣水產會. 1936. 長崎縣水產誌. 339+64p. 長崎縣水產會, 長崎.

中井昭. 1967. 香川県海外出漁史. 718p. 香川県水産課, 高松.

二野瓶徳夫. 1981. 明治漁業開拓史. 342p. 平凡社, 東京.

野中忠,田中栄次,山川紘,山田作太郎,長谷川彰.1991.潜水器導入後の漁獲記録から見たアワビ資源に

関する一考察. 東京水産大学論集, (26):69-78.

農商工部水産局編. 1908. 韓國水産誌第一輯. 597p. 日韓印刷, ソウル.

農商工部水産局編。1910. 韓國水産誌第二輯、717+125+69p. 龍山印刷局、ソウル、

大場俊雄. 1993. 房総の潜水器漁業史. 200p. 崙書房, 流山(千葉).

大場俊雄. 1995. 房総アワビ漁業の変遷と漁業法. 236p. 崙書房, 流山(千葉).

朴慶植. 1973. 日本帝国主義の朝鮮支配 上. 347p. 青木書店, 東京.

佐賀県教育庁社会教育課編. 1962. 有明海の漁撈習俗ー佐賀県文化財調査報告書第 11 集一. 156p.

佐賀県教育委員会, 佐賀.

水産新聞協会編. 1982. 大日本水産会百年史 前編. 531p. 大日本水産会, 東京.

田所市太. 1940. 椿村史. 348p. 門田丈夫·宮崎郁太, 徳島.

徳島縣第三部編. 1906. 清韓實業視察報告書. 236p. 徳島県. 徳島.

徳島県漁業史編さん委員会編. 1996. 徳島県漁業史. 1340+16p. 徳島県, 徳島.

徳島県水産組合編。1904。明治三十七年度事業報告、徳島県水産組合、徳島

吉原友吉. 1972. 明治初年における採鮑業への潜水器導入について. 東京水産大学論集, (7):23-52.

吉田敬市. 1958. 朝鮮水産開發史. 496+14p. 朝水會, 下関(山口).